

保険料の決まり方

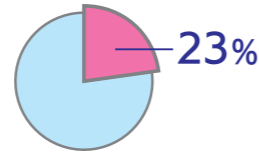
65歳以上の方の保険料は、魚沼市において令和6年度から令和8年度までの3年間に必要な介護サービス費がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、みなさんや世帯の市民税課税状況などに応じて決まります。

基準額の決まり方

魚沼市に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の方の
負担分23%



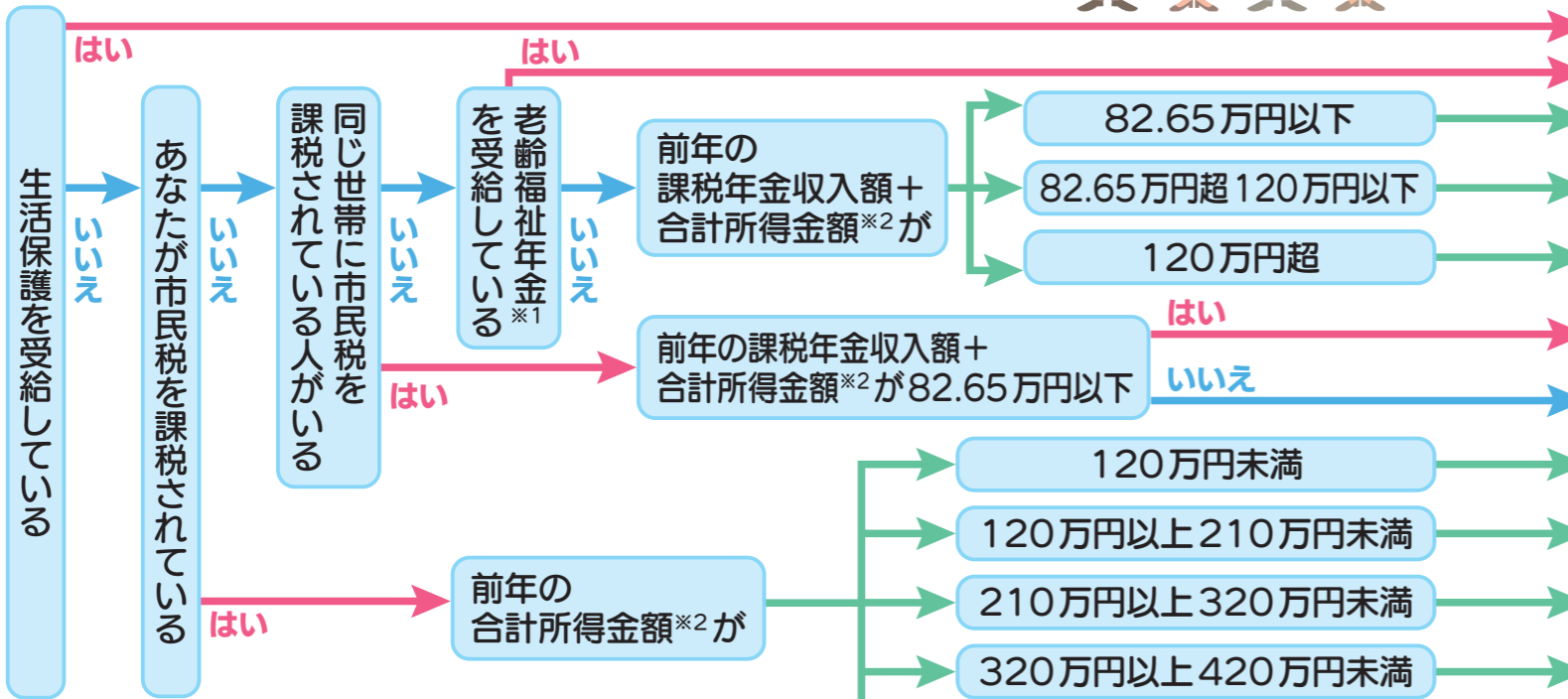
魚沼市に住む
65歳以上の方の人数



魚沼市の令和8年度の保険料の **基準額 76,560円** (年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得などの状況に応じて、14段階に分かれます。

あなたの介護保険料は？



段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.285	21,820円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額 × 0.485	37,132円
第3段階	82.65万円超120万円以下の方	基準額 × 0.685	52,444円
第4段階	120万円超の方	基準額 × 0.900	68,904円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が82.65万円以下の方	基準額 × 1.000	76,560円 (基準額)
第6段階	82.65万円超の方	基準額 × 1.200	91,872円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.300	99,528円
第8段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.500	114,840円
第9段階	210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.700	130,152円
第10段階	320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.900	145,464円
第11段階	420万円以上520万円未満の方	基準額 × 2.000	153,120円
第12段階	520万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.250	172,260円
第13段階	600万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.300	176,088円
第14段階	700万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.400	183,744円
	800万円以上の方		

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額の中で、扶養控除や社会保険料控除などを所得から控除する前の額になります。平成29年(2017年)4月1日以降は「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を、平成30年(2018年)4月1日以降は、本人が市民税非課税の方は「年金収入に係る所得額」も控除した額となります。

●令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。しかしながら、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は、令和8年度の介護保険料に限り、介護保険法施行令の改正に基づき、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いた所得で算定します。同様にこの控除額の引き上げにより市民税が非課税となった方であっても、介護保険料の算定上、課税とみなす場合があります。

介護保険料 Q & A

Q1 納付方法は自由に選べないのですか？

A1 介護保険料は、年金の受給額などによって納め方が法律で決められているため、納め方を自分で選ぶことはできません。通知にしたがって、決められた方法での納付をお願いします。

Q2 サービスを利用する予定がないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A2 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、必ず納めていただくをお願いします。

保険料を納めないでいると…

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、法律に基づき、滞納処分(財産差押)を受ける場合があります。また、介護サービスを利用する際に次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると…
費用の全額を利用者がいったん全額負担し、その後、申請により保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると…
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納すると…
利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

納付がむずかしいときにはご相談を！

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付がむずかしいときは、介護福祉課介護保険係 025(792)9755 までご相談ください。